

身体的拘束を最小化する取り組み

まつざきクリニック（以下、当院）では、「患者または他の患者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない」場合を除き、身体的拘束を行いません。

○上記の身体的拘束を行う場合には、その「態様」「時間」「拘束時の患者の心身の状況」「緊急やむを得ない理由」を記録します。

○身体的拘束とは、抑制帯など「患者の身体または衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限」をいいます。

○当院では、身体的拘束最小化対策に係る医師として院長が、看護職員として看護師が身体的拘束最小化チームとして対応いたします。

○身体的拘束最小化チームでは、以下の業務を実施いたします。

- ・身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底する
- ・「身体的拘束を最小化するための指針」を作成し、職員に周知し活用する
- ・身体拘束の実施状況を踏まえ、定期的に当該指針の見直しを行う
- ・入院患者に係わる職員を対象として「身体的拘束の最小化に関する研修」を定期的に行う